

平成22年度事業計画及び収支予算について

1. 平成22年度事業計画

政府は観光立国を推進するため、訪日外客の誘致拡大策と同時に、春・秋に全国5地域毎に休暇を分散させるための祝日法改正などを検討され、国民の休暇取得が促進され国内旅行需要を拡大しようとしているが、その前提には国民が有給休暇を取得できる体制の整備（例えばバカンス法の制定）が望まれているところである。旅館業界は一昨年以来の世界同時不況による経済低迷、新型インフルエンザの影響等により、消費の冷え込みと旅行需要の減退とこれまで経験したことのない厳しい状況を迎えている。

このような中で宿泊業界がこの深刻な状況から少しでも脱却するためには、厳しい消費者行動に的確に対応するためには立地・設備・料理・サービスについて特徴を活かした宿泊プランを情報提供するとともに、地域があつての宿があることから、地産地消を活用するなどの着地型旅行の振興などによる国内旅行の活性化を図っていくことが重要である。

本年が当連盟創立60周年を迎える機会に、支部組織を運輸局ベースの全国9支部体制に再編し国の観光政策に的確に対応していく体制を確立するとともに、創立当時の初心に立ち戻り、「駅長さん推薦の宿」時代の旅に代表される、ローカル線を利用した「ゆったりとした鉄道の旅」（スロー・トリップ）の再現等をJR、地元旅行会社との連携を図りながら、国内宿泊旅行促進策を講じて行くこととしたい。

したがって、平成22年度においては、以下の3項目を重点に事業展開を推進していくこととしたい。

第一は国内宿泊旅行の振興と宿泊産業活性化

国内宿泊旅行の振興を図るため、交通機関、旅行業者と連携して、古くて新しい旅の創造、地産地消（土地の名物の素材）の駅弁や車窓を楽しむ、ローカル線を利用したゆったりとした旅、着地型観光（地旅）の推進するとともに、旅行業団体と協力して宿泊旅行拡大実行計画の実施等による国内宿泊旅行の促進を図る。また、会員の経営支援方策として、企業再建問題に詳しい専門の先生に会員からの相談を受けていただくこととする。

第二は外客受入の促進

訪日外客誘致2,000万人の目標を達成するためには外客受入体制を整備することが重要であり、特に訪日中国人の受入支援セミナーの開催すると共に、外客受入促進するため「やど日本・英文サイト」の登録、4カ国語の宿泊約款の備え付け、海外旅行会社とのカード決済、外客利用案内書（日本旅館の利用方法・温泉を楽しむ作法）の常備、外客接遇のノウハウ、外国語表記の整備等についての促進を図る。

第三は日観連会員宿の利用促進

日観連「やど日本」掲載している会員施設の最新情報に更新し、宣伝するとともに、イベント参加等あらゆる機会を通じて（JTB時刻表への掲載、ホテルス・旅フェアへの参加、セミナー開催、海外旅行ハンドブックへの広告宣伝等）、安心・安全・快適な宿として多様なサービスを提供する日観連会員宿を宣伝し消費者の利用を促進することとする。

1. 施設サービス向上改善事業

（1）「企業再建コンサルタント」による相談業務等の実施

当連盟の企業再建問題専門委員である企業再建コンサルタントの川野雅之先生（(有)川野コンサルティング：TEL 03-5283-6270）及び、全国の企業再生の実務に携わる専門家の英知を集めて活動されている有限責任中間法事業再生支援協会（略称(SRC)理事の立川昭吾先生（(株)TSKプランニング 代表取締役：TEL 03-5269-2541）にご協力をいただき、日観連企業再生支援問題に関する指導をお願いするとともに、会員からの個別相談に対応していただくこととする。

（2）安心できるクーポン制度への参加（新規）

厳しい経済環境の中では取引上で損害を被らない対策が必要があることから、100%安心して取引のできるクーポン制度（(株)全旅クーポン会）への参加について情報提供を行う。

(3) 顧問弁護士による法律相談の実施

第二東京弁護士会所属の白石光征先生（白石法律事務所：TEL03-5283-3818）に日観連顧問弁護士をお願いしているため、会員及び本部事務局で生じた問題を相談し解決を図る。

(4) 安全総点検の実施

利用者の安全性の確保と事業者としての安全管理、危機管理意識の高揚のため、観光庁が主唱する「年末・年始の安全総点検」を実施し、観光庁に報告するとともに、春秋の防火安全週間等に自館の防災設備の安全管理体制の総点検について周知する。

(5) 定期再選考の実施

会員資格選考委員会規程第7条の定めにより、本年度が3年毎の定期再選考の実施年に当たり、「会員調書」の見直しを行うとともに、定期再選考を実施し、会員調書に基づき、データベース化、コンピューター化を行い、会員の最新情報を日観連ホームページ「やど日本」で掲載し、誘客を図る。

(6) 食中毒予防対策として清浄度検査装置の導入推奨

旅客の安全確保の観点から食中毒予防策として、キッコーマン(株)が開発した新型清浄度検査装置「ルミテスターPD-20」は各保険所や衛生指導員も利用しているコンパクトな衛生検査装置であることから、会員に対する購入斡旋及び予防策について情報提供を行う。

(7) 国際観光ホテル整備法に基づく上申事務の実施

会員よりの国際観光ホテル整備法に基づく新規登録申請、及び変更・承継・抹消手続等の各種届出を登録実施機関へ申達を行う。

(8) 機関誌(やど日本 MAGAZINE)の発行

連盟と全会員とを直接つなぐパイプ役機能を果たす機関誌として、会員情報をはじめ、組織内の活動状況、経営上の参考に供する資料や情報、国や行政機関の関係情報などを掲載した「やど日本MAGAZINE」を年6回発行するとともに、その内容の充実に努める。

2. 旅客接遇向上改善事業

(1) 外客受入研修会等の推進（一部新規）

外客受入の促進を図るため、日観連各支部又は連絡会等で開催する外客受入研修会等に、訪日外客を積極的に受け入れている第一線の経営者を講師として派遣するほか、一般社団法人日中産官学交流協会の協力を得て、「訪日中国人受入支援セミナー（観光中国語・発音速習講座）」をニーズの高い地域で開催する。また、おもてなし検定実行委員会に参加し「旅館おもてなし検定」の実施に協力する。

(2) クレジットカード加盟店手数料の低率化の推進

三菱UFJニコス㈱との合意により、日観連を窓口にした同社と加盟店契約を締結した会員は、NICOSカードの加盟店手数料率が2.8%となっている。この手数料率の適用を受ける要件としては、会員が日観連を窓口にした加盟店契約に切り替える必要があること、契約切替とともに三菱UFJニコス㈱からキャット(端末機、無料)を導入し、VISA及びマスターカードとの提携カードは、このキャットを通すことにより2.8%の手数料率が適用されることになるので、会員に対し現在のクレジットカード加盟店契約を確認し、契約切替を必要とする場合は、日観連に連絡するよう呼び掛けを行う。

また、引き続き三菱UFJニコス㈱および他のクレジットカード会社と手数料率の低率化に向けての交渉を行う。

(3) ギャランティー・リザーベーション制度の導入推進

三菱UFJニコス㈱との協議の結果、海外旅行会社からのFIT送客に際して、海外発行のVISA・マスターカードを利用してのカードなし(非対面)決済システム(取扱手数料は2.8%)の運用が出来るようになった。また、海外旅行会社(個人旅行者を含む)とのカード決済システム(非対面決済(カードなし))においても、宿泊予定日当日に連絡なく不泊が生じた際には、日観連本部を通して、No Show Charge(ギャランティー・リザーベーション)を請求する手続き(取扱手数料は4.0%)を行う事ができる制度を会員に周知する。

(4) 共通ポイント・カード・システムへの参加を検討(新規)

ポイントカード利用者の幅広し消費動向をマーケットリサーチできるばかりでなく、消費者からの直予約に対応するサービス手段として、また、日観連・会員の宣伝になることから、信頼できる会社が開発する共通ポイント・カード・システム(三菱商事100%子会社が運営する「ポンタ・ポイント」)への参加を検討する。

(5) 地産地消を活用したローカル線の旅の推進(新規)

国内宿泊旅行の活性化を促進するため、地元のJR各社や旅行会社と連携することにより、古くて新しい旅の創造、特に、地産地消(土地の名物の素材)を使った駅弁や車窓を楽しむ、ローカル線を利用したゆったりとした旅を創造し消費者に提案していく。

また、ローカル線の旅を提案する方策として、日観連をよくご存知の日本鉄道OB会会員の皆様に日観連の宿を積極的に利用いただく方策を講じる。

(6) 旅客からの苦情申告に対する所要措置の実施

会員施設への利用者からの苦情申告に対し、会員所属支部長に対して実情調査を依頼、白石顧問弁護士のアドバイスを得て円満解決に向けて所要の措置を講じる。

(7) 旅館賠償責任保険への悉皆加入の徹底

会員資格基準規程で加入が義務付けられている旅館賠償責任保険への会員の悉皆加入、旅館賠償責任保険未加入会員ゼロ対策を講じる。

3. 調査研究事業

(1) 日観連創立60周年記念誌の作成

平成22年は日観連創立60周年の記念の年にあたることから、これまでの日観連のあゆみをまとめたものを今年度は「日観連創立60周年記念誌」（仮題）を作成し、会員および関係機関に配布する。

(2) 四季別営業概況調査の実施

全国の会員施設を対象に、四季毎の宿泊客1人当たりの総宿泊単価額、同1人当たり宿泊単価額、四季毎の定員稼働率を検出し、前年同期の実績値と比較し、その伸び率を検出する四季別営業概況調査を本年度も継続して実施し、集計結果は、調査協力いただいた会員には速報、また、観光庁、業界紙各紙及び調査機関に対して資料提供を行う。

(3) 電力・燃料類の年間消費量調査の実施

地球温暖化防止のため、温暖化の原因物質のCO₂の削減が求められているが、会員が日頃から省エネに努めている実態について計数的に把握するため、会員の年間電力消費量、燃料、上水道の消費量を調査を行ない、関係機関へ報告する。

(4) その他

国土交通省が平成19年1月から3ヶ月毎に年4回全国ベースで実施している「宿泊旅行統計調査」の検討委員会及び調査実施に協力するとともに、関係省庁及び関係団体からの各種の調査依頼に対してできる限りの協力をを行った。

4. 周知・宣伝事業

(1) 日観連ホームページ「やど日本」による会員情報の充実と提供

日観連会員の施設とサービス内容を詳細に情報提供する連盟のホームページ「やど日本」において、会員宿の「旬の味」、「宿レシピ」、「やどブログ特集」への登録、宿の画像やファイルの登録(e-Data Bank)を会員が直接行うことを推奨し、「やど日本」が消費者にとって使い勝手が良く、また会員にとってもメリットあるものにするために、会員の多種多様な「宿泊プラン」を数多く掲載し、消費者ニーズを把握し今後のサービス向上に繋げていきたい。また、英語以外の他言語サイトの整備を検討する。

(注) 会員のホームページに直接リンクするポータルサイト(ヤフー等の検索サイト)は「やど日本」が最大級であり、国内旅行や宿泊関連エージェントのホームページでは宿のホームページとのリンクしているものはない。

(2) 日観連ホームページ「やど日本・英文サイト」参加施設の増強

全会員に対して「やど日本・英文サイト」への参加を呼び掛け、英文サイト登録会員の情報を、「トラベルマート商談会」において宣伝する。また、英国の旅行ガイドブック「ラフガイド」紙上に「やど日本・英文サイト」を広告するとともに、JNTO（日本政府観光局）予約サイトにリンクするなど、「やど日本・英文サイト」を活用して海外からの予約機会の拡大を図る。

(3) 「旅フェア2010」に出展、商談会に参加

平成22年5月28日(金)～30日(日)の3日間幕張メッセ(千葉県)で開催する「旅フェア2010」に実行委員会委員として参画するほか、日観連独自のブース出展を行うとともに、この機関開催される海外旅行エージェントとの商談会(トラベルマート)に参加し連盟及び会員のPRに努める。

(4) 海外の日本紹介ガイドブックの取材に協力

英国の個人旅行者向け日本紹介ガイドブック「Rough Guide(ラフガイド)」に日観連の説明と「やど日本・英文サイト」のURLを掲載宣伝するとともに、会員宿の取材協力には所属支部を通じて積極的に協力していく。

(5) JTB時刻表への会員施設案内広告の掲載

全会員施設の広告宣伝を行うため、年間掲載料5,000円(JTB協定旅館・ホテル加盟の会員を除く)によりJTB時刻表への掲載を継続実施する。

5. 従業員資質向上事業

(1) 会員従業員、事務局職員に対する会長表彰の実施

従業員表彰規程及び事務局職員表彰規程に基づき、平成22年6月16日付け(通常総会開催日)をもって会長表彰を実施する。

(2) 「女将」に対する会長表彰の実施

従業員表彰規程に基づき、平成22年6月16日付け(通常総会開催日)をもって会長表彰を実施する。

(3) 支部役員に対する会長表彰の実施

支部役員表彰規程に基づき、平成22年6月16日付け(通常総会開催日)をもって会長表彰を実施する。

(4) 叙勲、褒章、国土交通大臣表彰候補者の上申

叙勲、褒章、国土交通大臣表彰の候補者を、国土交通大臣に推薦する。

(5) 全国旅館業厚生年金基金の継続

業界の福利厚生施策である本基金について、より良き方向性について関係団体等と検討を行う。

6. 支部組織再編の推進

創立60周年を機して運輸局ベースの9支部体制への再編を行う。

7. 関係団体との連絡協調事業

(1) 平成 23 年度税制改正要望

日観連独自の税制改正要望を検討するとともに、関係宿泊団体が協議し、その対応を検討し、政府・関係方面に要望していく。

(2) 第 39 回「国際ホテル・レストラン・ショー」の主催

平成23年2月末頃開催する「HOTERES JAPAN 2011」及び3「FOODX JAPAN2011」の主催者団体の一員として、企画段階から事業推進に参画する。

また、「HOTERES JAPAN 2011」に併せて、同会場に於いて日観連主催のセミナーを開催する。

(3) 「旅館業能力評価制度整備委員会」に参加（新規）

厚生労働省が昨年度に引き続き開催する標記委員会に参加し、旅館業における「旅館業職業能力評価基準」の策定に協力する。

(4) 「国内宿旅拡大連絡会議」に参加

JATAが主催する宿泊旅行拡大実行計画「もう一泊もう一度（ひとたび）」のキャンペーンに協力するとともに、国内旅行振興とりわけ宿泊客増大のための方策を検討するための「国内宿旅拡大連絡会議」にも参加協力し国内宿泊旅行の拡大を図る。

(5) 旅館三団体協議会及び全国旅館政治連盟事業の推進

旅館・ホテル業界の懸案事項については、政府、民主党観光産業振興議員連盟連等への要望として旅館三団体が結束協議して問題解決を図っていく。

(6) 観光立国関係施策の推進

観光立国を目指し官民挙げて取組むビジット・ジャパン・キャンペーンの推進及び「YOKOS！ JAPAN YEAR 2010」の実施等について、V J C実施本部の構成員として事業推進に協力していく。

(7) 「J N T O台湾訪日市場振興支援特別事業」に参画

JNTO（日本政府観光局）が推進する台湾訪日紙上振興支援特別事業に参加する。

(8) 「観光関係団体会長連絡会議」に参画

観光立国推進基本法の施行に伴い、観光関係団体の連携を深め、観光立国に向けて意見交換を行うための本連絡会議に参加する。

(9) 日観協主催観光ポスターコンクールに協賛

本コンクールに協賛し、審査員を派遣するとともに日観連会長賞を提供する。

(10) その他

関係団体の主催事業への後援等を始め、新たに発生する諸問題に対し、所要の措置を講じる。

8. 保険事業

会員の経営の安定を図るため、旅館賠償責任保険への悉皆加入の徹底を図るとともに、任意加入の駐車場保険、食中毒休業補償保険、災害費用保険、消毒費用カバー保険、仕出し弁当業務カバー保険、傷害保険、機械設備総合補償プラン等に加入することの有効性について周知に努める。